

< 遵守基準省令 > における「指導」と「研修」

1. 禅問答はやめよう

< 遵守基準省令 > (以下「省令」と略記) では、一号と二号にそれぞれ社内教育の要求が盛り込まれています。

<p>一号ロ</p> <p>輸出等(法第 55 条の 10 第 1 項の輸出等をいう。次号において同じ。)の業務(該非確認の業務を含む。次号において同じ。)に従事する者(該非確認責任者を含む。次号において「輸出等業務従事者」という。)に対し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うこと。</p>
<p>二号ト</p> <p>統括責任者及び輸出等業務従事者に対し、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うよう努めること。</p>

一号はすべての「輸出者等」に対する要求、二号はリスト規制該当品目を扱う「輸出者等」に対する要求です。当然、「輸出者等」としては、一号ロの要求を満たした上で、もしリスト規制品目の取扱いがあれば二号トの要求にも取り組むという順序です。言い換えれば、二号トは、リスト規制品目の取扱いがある「輸出者等」への上乗せ要求です。

では両者はどこが違うのでしょうか？

輸出管理を仕事にしている人に聞いても、意外に明快な回答は得られないものです。(少なくとも昔の私なら、「現に指導も研修もやっているんだからどっちだっていいだろ」と答えたはず)

「法的義務になっているのが指導、努力規定になっているのが研修」というような説明でお茶をにごす人もいます。しかし法的義務になったかどうかは、あくまでも結果の違いにすぎません。それ自体の違いは何なのかと再質問すると「規定を遵守するために必要な指導がここでいう指導のことだ」と壊れたレコードのように繰り返す人も。

そういう禅問答はおしまいにして、まじめに考えてみることに致しましょう。

2. 文言の比較

2-1 対象者の違いか？

<p>一号ロ ; 「輸出等業務従事者」</p> <p>二号ト ; 「輸出等業務従事者」 + 「統括責任者」</p>

これは「ちょっとだけ正解」と思います。点数は 20 点ぐらいか。

まず減点理由を申します。「統括責任者も対象にしてもらうため二号トの規定を作った」(「統括責任者」は、リスト規制品目の取扱いがなければ設置を義務付けられておらず、一号ロの要求事項には登場しようがない) という説明はどう見てもおかしいでしょう。

では 0 点にしなかった理由は何か？ 「統括責任者」というのは社長かそれに準ずる人がつとめるものです。最終責任を負う立場ではありますが、細かい実務に自分でタッチすることまでは期待されていないでしょう。従って（仮に一号で言及される存在だったとしても）「統括責任者」に実務能力の習得（あるいはそのための指導）を義務付けるのは行き過ぎと思うわけです。しかしそれは「指導の内容」が「法令遵守のための実務能力養成」だったから派生した結果にすぎませんから正解とは言い難い。20 点ぐらいがちょうどよいでしょう。

2-2 「指導」と「研修」？

「研修」という言葉には、社内勉強会の実施のほか、社外の勉強会への参加、という響きもあります。これに対して「指導」は、社内の人間が教えるという印象を与えます。要するに「教える人間が社内か社外か」という違いなのではないでしょうか？

そう考えることも一応は可能ですが、単に「社外の勉強会も活用しなさい」という意味でわざわざ項目を立てるのは大仰ではないでしょうか？

これは 10 点とします。前述のように、社長級幹部に向かって社員が「指導」というのは非現実的などころがあるので、二号トでは「研修」という言葉を使わざるをえなかった。そう考えると、0 点はかわいそうということで。

2-3 「法の遵守」と「業務の適正な実施」？

本命はこれでしょう。

「法の遵守」は明らかに万人に課される義務です。意味する内容も明白。

では「業務の適正な実施」は？ もちろん業務は「適正に実施されるべきもの」ですが法的義務とまではいえません。それはいわば「道徳」に当たるものといえましょう。また「適正に」の具体的意味にしても、人それぞれの理解があることでしょう。おそらく当局でさえ「適正とはこれだ」と明示するのは容易でないものと思います。

極端な言い方をするとそれは「道徳や常識に照らし、良いと判断されること」を意味しているわけです。そういうことなら内容が確定しないのは当然です。また、それゆえに当局としても「行うよう努めること」というお願いベースの文言にしたものと思います。

3. あらためて「適正な実施」を考える

つまりは具体的に何をすればよいのかはわからないし、法的義務でもないけれど、「より良い業務遂行」を目指してがんばりましょう、ということかと思います。CISTEC の作ったモデル CP でも 4 条 2 項に

外為法等の遵守及び適切な輸出管理を実施するため、安全保障輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を行う

というくだりがあります。法令の範囲にとらわれず、「より良い（適切な）輸出管理」に向けてがんばるぞ、ということですね。その一環として、大いに勉強しましょうというのが省

令二号トの言いたいことだったのです。

ではそのような「道徳的に正しいこと」が、なぜリスト規制品目を扱う「輸出者等」にだけ要求されているのでしょうか？

理由は、それが「結構高度なこと」だからだと思います。考えてもみて下さい。当局が明言しない内容を、自分の頭で考えて実行に向け努力するというのは、容易ならざることではありませんか。だから「リスト規制品目を持たない企業にまで要求するのは勘弁してやろう」ということだったのではないかと思うのです。

最初に述べたように私は、この問題を平素深く考えたことがありませんでした。かつて在籍していたメーカーにはリスト規制品目の取扱いがあり、また取引審査でキャッチオール規制よりも厳格な基準を用いていたことから、「法令で要求されていなくても、自社基準で必要と判断したことはやるのが当然」と考えていたためです。かくて期せずして二号トの要求をクリアしていたわけですが、その結果、一号ロとの違いがわからなくなっていたとは皮肉な話です。プロの輸出管理屋としては少しはずかしいことでした。

追記

「法令遵守を超えるパフォーマンスを目指しなさい」と「法令で要求」してしまっただけのよいのかは、実は難しい問題です。本稿をお読みになって、慶應の小林節先生が「道徳と法の区別」の重要性（道徳を憲法で要求する勿れ）を指摘された『文藝春秋』5月号の座談会を想起される方もいらっしゃるでしょう。

我々実務家は「そういう努力はよいこと」と単純にとらえるせいで特段の抵抗も感じませんが、法律の専門家の目にはどのように映るのでしょうか？